

宮城村ふるさと地域づくり推進協議会設立総会会議録

開催日：平成16年6月22日（火）

午後3時30分～午後4時36分

会場：宮城村商工会館 2階会議室

出席者：（敬称略）櫻井敏道、北爪昭寿、大崎衛、東宮惇允、小堀長夫、角田浩一、大崎福二、阿久澤勝史、諏訪博彦、諸田稔、佐藤英久、深澤知行、深澤眞一、大崎隆美、小池克允、高橋守一、真隅田登美雄、石橋岩根、北爪義則、田村坦造、井上貞雄、中村清久、阿久澤徳男、近藤好枝、樺澤晃次、北爪一郎 以上26名

事務局：六本木英夫、松村洋、下田昭一、五百部正、深澤保路、小暮薫、北爪孝枝 以上7名

1 開会

司会：松村課長

それでは、時間となりましたので、ただ今から「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」の設立総会を開催させていただきます。

本日は、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を頂きまして大変ありがとうございます。

本協議会の事務局を仰せつかっております、商工観光課の松村でございます。本協議会の役員さんが選出されるまで会議の進行を努めさせていただきますので、よろしくお願ひしいと思ひます。

この「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」は、本村の様々な地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムを進めることにより、特色ある地域づくり、そして、地域活性化を推進して行こうということで、昨年度、多くの皆様のご協力を得まして検討を進めてまいりました。

本日の資料にあります、「宮城村グリーン・ツーリズム推進計画」としてまとめさせていただきます。

本年度、この計画に基づきまして、推進協議会を本村のグリーン・ツーリズムの推進母体としてスタートさせるものがございます、本協議会によりグリーン・ツーリズムを推進するために、個人、団体、関係機関等と連携を図りながら進めていくものでありますので、皆様方からの声を十分反映させた協議会として行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の設立総会でございますが、お手元に配布させていただいております、総会資料の次第により進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず次第の2のあいさつでございますが、始めに、櫻井敏道村長から、ご挨拶を頂戴したいと思ひますが、よろしくお

願いいたします。

2 あいさつ

櫻井村長

皆様ご苦労様でございます。

昨日は台風6号の到来ということで非常に心配したんでありますが、思ったほど被害もなく何よりだと思っております。

本日は、何かとご多忙の中、また、午後の会議にもかかわらず、このように多くの皆様方にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日、宮城村ふるさと地域づくり推進協議会の設立総会ということでございますが、赤城山の豊かな自然や貴重な伝統・文化を有しております本村において、この優れた地域資源を活用し、積極的にグリーン・ツーリズムを推進していくことが、本村の活性化に有効であるとの認識から、昨年度、「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」を発足させ、宮城村のグリーン・ツーリズムのあり方や推進体制を検討してまいりました。

そして、本協議会によりグリーン・ツーリズムを推進し、特色ある地域づくりを進め、地域の活性化を図ることを目的として「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」がスタートをするわけでございます。

ご承知のように、今年の12月5日には前橋市と合併し、「宮城村」という名前は消えることになるわけですが、それでも、「宮城村」という名前は消えても我がふるさと宮城は永遠に存続するわけでございます。

そのふるさと宮城地区が、元気で、魅力ある地域であるかどうかは、そこに住む人たちが元気であって、そして、互いに連携し合い、自分たちの地域を考え、行動することが重要であり、そのためのキーワードがグリーン・ツーリズムであるわけでございます。

しかし、グリーン・ツーリズムと言って、すぐに実績が出てくるものではございません。

やはり、皆様のお力と時間をかけて進めていく必要があるわけであります。

従いまして、本協議会を中心にして、互いに連携を深めながら、着実に地域の活性化を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。言葉整いませんが挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：松村課長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、阿久澤徳男村議会議長さんからご挨拶を頂戴したいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

阿久澤徳男議長

皆さんこんにちは、大変お忙しい中をご出席頂きまして大変ご苦労さまでございます。

ご指名でございますので、せんえつかなと思われませんが、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様ご案内のとおり、宮城村の第4次総合計画では、観光と農業を結び付けた花の村として、“花と緑とふれあいの郷”と定めておりまして、自然環境と調和した土地利用や美しい郷土づくり、そして、自然や文化遺産を活かした体験学習や都市住民との交流、加えて、農産物直売や特産品加工などの農業振興と観光との連携を掲げ、特色ある地域づくりの推進を掲げているわけでございます。

そうした中、合併後の宮城地区の地域づくりをも視野に入れ、先ほど櫻井村長の挨拶にありまして、本村の優れた地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムを推進し、地域の活性化を図るためにも、本協議会を中心としまして、村内の個人、団体、そして関係機関が互いに連携を図り、特色ある地域づくりに取り組むことは大変重要なことであると思うわけでございます。

ご指名でありますので、こうして挨拶をさせて頂いておるわけでございますが、私も一個人として本協議会の趣旨に賛同し、少しでも地域のお役に立てればとの考え方で参加させて頂いたわけでございます。他の議員の皆さんも同様な考えで参加しているわけでございます。

終わりにあたりまして、本協議会が本日スタートするわけでございますけども、宮城地区の今後の活性化のために役立つ組織として発展していきますことをご祈念申し上げ、言葉整いませんが挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

3 経過説明

司会：松村課長

どうもありがとうございました。

続きまして、次第3の経過説明に移らせて頂きます。

本日の総会に至るまでの、これまでの経過につきまして、担当よりご説明させて頂きますのでよろしくお願いいたします。

事務局

本日は大変暑い中ご苦労様でございます。事務局をやっております商工観光課の、私、下田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、総会資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。

宮城村のグリーン・ツーリズムの取組でございますが、まず1の農村休暇法に基づく市町村計画の策定でございますが、宮城村は平成12年度に、農村休暇法に基づく「農村滞在型余暇活動機能整備計画」を策定しております。

この計画を策定することで、農業体験施設整備などのハード事業や次の「地域連携システム整備事業」などのソフト事業など、国の進めるグリーン・ツーリズム支援策を受けることができるというものです。

なお、この「農村滞在型余暇活動機能整備計画」では、宮城村全域を整備計画の区域指定としておりまして、合併により前橋市になりましても指定した区域は存続することとなっております。

続いて、2の新グリーン・ツーリズム総合対策事業「地域連携システム整備事業」でございますが、1で説明しました計画により、昨年度、国の支援を受けて、先程来、ご挨拶の中にありましたが、「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」を立ち上げまして、本村の地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの方向性やその推進組織の規約などの体制づくりについて検討を重ねてきたものでございます。

その結果につきましては、お手元に配布してあります「宮城村グリーン・ツーリズム推進計画」として、とりまとめてございます。

この検討結果、つまり推進計画に基づきまして、本日、この協議会を立ち上げるわけでございますが、重要なところを簡単にご説明いたしますと、まず、宮城村型グリーン・ツーリズムの推進方向でございますが、大きく分けて2つございまして、1つは、地域資源を活かした、魅力ある地域づくりを推進し、それを情報発信することにより交流人口の増加を図るというものです。もう1つは、交流ビジネスを育成し、地域の活性化を推進すると言うものでございます。

また、そのための推進体制であります。昨年度検討した規約等を踏まえまして「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」を発展させた形で組織するもので、本日、そのための設立総会ということでございます。

特に、本協議会、そしてこの地域を多くの方に親しんでもらうため、また合併後のあり方なども考慮しまして、協議会の通称を「赤城南麓交流村」としているところが特徴的です。

続いて、資料の3ページをご覧ください。

この表は、宮城村型グリーン・ツーリズムの推進イメージを現しているものでございます。

まず、宮城村型グリーン・ツーリズムとは、宮城村における自然・景観・暮らし・文化などの地域資源や人との交流、ふれあいを通じての新しい観光形態としておりまして、大きく分けて3つの分野に分類しております。

まず、「農」分野でございますが、農村、農業体験プログラムや農産物直売所、特産品加工販売などのプログラムでございます。

続いて、交流分野でございますが、足立区などとの都市住

民との交流や観光事業と連携させた交流プログラムでございます。

次に、地域づくり分野でございますが、花のむらづくりなどのフラワー・ツーリズムや郷土の歴史などを学ぶ生涯学習、そして、スローフードなどの食文化づくりなどがございます。

こうした推進プログラムを推進していこうというものでございます。

次に、資料の4ページをご覧ください。

宮城村型グリーン・ツーリズムの推進体制を行政事務で説明した資料でございます。

先ほどの推進イメージでの3つの分野を行政事務で見ますと、農林振興課、ふるさと振興課、教育委員会、そして、商工観光課がそれぞれ行っている施策がほとんどでありますので、この4つの課によって総合的に推進するとともに、右側にありますとおり、協議会の会員が行うグリーン・ツーリズム事業を本協議会の事業として位置づけまして推進していくというものでございます。

以上で経過説明を終わらせていただきます。

4 規約の承認

司会：松村課長

続きまして、規約の承認に移らせて頂きます。

規約については、昨年度、検討して頂きました内容で作成させていただいておりますが、ここで規約の説明を行いまして、皆様からご承認をいただきたいと思っております。

また、その時点でご質問等がございましたらお願いしたいと思っております。

事務局

それでは、続きまして資料の5ページをご覧ください。

「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」規約でございます。

第1条から順にご説明させていただきます。

まず第1条でございますが、名称を「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」とし、通称として「赤城南麓交流村」とするものです。

次の第2条で本協議会の目的を定めております。宮城村の恵まれた自然・景観・暮らし・文化などの地域資源や人との交流、ふれあいを通じた宮城村型グリーン・ツーリズムを推進することにより、潤いと活力を生み出し、もって、地域経済の振興とその基盤の整備など地域の発展に寄与することを目的とするものでございます。

次に、第3条で本協議会が行う事業を定めており、ここにある5つの事業を行うこととしております。

次に、第4条では、本協議会の事務局を宮城村商工観光課内に置くとしております。

次に、第5条の会員でございますが、本協議会の目的に賛同する村民、村内の団体のほか、会長が許可する者をもって組織するとしており、第2項で会員になろうとする者は、会長に申し出をし許可を受け、第3項で協議会から脱会する者は会長に申し出なければならないとしております。なお、7ページと8ページがその書式でございますので、後ほど見て頂ければと思います。

次に第6条の役員でございますが、本協議会に会長1名、副会長2名、監事2名を置き、総会で選出することとし、任期を2年としております。

次に第7条で役員の職務を定めており、役員は役員会を構成し業務の運営にあたるとしております。

次に第8条では、事業を推進するために部会を設置することができるとしております。

今後、協議会による事業の状況や会員の状況などを見ながら部会を設置し、事業を推進していきたいというものでございます。

なお、第2項で部会に部会長と副部会長の役員を定め、第7条で言う役員会の構成員となるとしております。

次に第9条で、本協議会への助言又は指導を得るために参与を置くことができるとし、その場合には会長が委嘱をするとしております。

次に第10条の会議ですが、本協議会の会議は、総会と役員会とするものでございます。

役員会は、必要に応じて会長が招集し、総会及び役員会の議長は会長が行います。

総会は、毎年1回開催するとしませんが、会長が必要と認められた場合には、臨時総会を開催することができるとしております。

総会及び役員会の会議は、構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数で決めます。また、可否同数の場合は、会長が決するところによるとしております。

そして、総会の議決を必要とする事項を第6項で定めております。

次に第11条で事業年度と財務を定めております。

最後に、補則となりますが第12条で、この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定めるとしております。

以上で「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」の規則の説明を終わらせて頂きます。

司会：松村課長

早足での説明でございましたが、経過説明並びに規約説明が終わったところで、ここでご質問等がありましたらお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

何かございますでしょうか。

ご質問等も無いようですので、ここで皆様からご承認をいただきたいと思えます。

本規約をご承認される方は、大変恐縮ではありますが挙手をお願いいたします。

< 出席者全員挙手 >

ありがとうございました。全員の方からご承認をいただきました。

規約をご承認されましたので、これ以降は本規約によりまして進めさせていただきます。

5 役員選出

司会：松村課長

続いて、次第の5、役員を選出に移らせて頂きます。

資料の9ページをご覧ください。

先ほどご承認をいただきました規約の第6条及び同条第2項の規定に基づきまして本協議会の役員を選出することとなります。

役員は、会長1名、副会長2名、監事2名となります。

役員の選出方法について、何かご意見があればお願いいたします。

会場から < 事務局に何か腹案がございましたらお願いします > の声

司会：松村課長

ただ今、事務局の腹案があったらということですが、それでは、事務局の方から腹案をお示しさせていただきますと思えます。

昨年度の検討結果を踏まえ、事務局案を発表させていただきます。

平成16年度宮城村ふるさと地域づくり推進協議会役員の選出についてということで、会長には、櫻井敏道村長に、副会長には、阿久澤徳男さん、そして、副会長に小堀長夫さん、それから監事には、石原芳子さんと細井正さんをお願いしたいと思います。

この役員案でお願いしたいと思うわけですが、ご承認いただければ挙手をお願いいたします。

< 出席者全員挙手 >

どうもありがとうございました。本協議会の役員が決定となりました。

それでは、ただ今選出された役員の皆さんに、一言づつご挨拶を頂戴したいと思います。

大変申し訳ありませんが、前の方をお願いいたします。

なお、監事に選出されました石原さんと細井さんは、本日、教育委員会の事業に出席のため、あいにく欠席となっておりますが、役員への就任については内諾をいただいております。

それでは櫻井会長から一言ずつお願いいたします。

6 役員あいさつ

櫻井会長

ただ今会長に選任されました櫻井でございます。赤城神社と参道松並木をはじめとする自然豊かなこの地域の歴史・文化をしっかりと守って行くには、どうしても特色あるむらづくりを進めていかなければなりません。

その特色あるむらづくりの方法の一つとして、都市住民との交流が一番大切なのかなと考えております。

従いまして、このグリーン・ツーリズムを何が何でも成功させたいと考えておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

阿久澤副会長

副会長として選任されました阿久澤徳男でございます。これからの地域づくりとして、特に都市住民との交流の問題、それから観光と農業との結びつきと非常に大事なものがあると思います。これからの特色ある地域づくりをつくるために、櫻井会長の補佐役として、一生懸命がんばっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小堀副会長

お世話になります。

もう70歳ということで、今回ご遠慮をお願いしたわけですが、たまたま観光協会長ということで、大変関わりがあるわけで、宮城村の将来のためにできる限り皆様と共に活動したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

7 議事

司会：松村課長

どうもありがとうございました。

それでは、続いて次第7の議事に移らせていただきます。

なお、会議の議長は規約第10条第3項の規程により、会長が行うこととなっておりますので、これからの進行は櫻井会長にお願いしたいと思います。

櫻井会長

ただ今事務局から説明がありましたとおり、会長が議長になるということでございますので、しばらくの間議長を務めさせて頂きますので、どうぞご協力の程よろしくお願い申し上げます。

報告第1号

それでは次第の7、議事に入りますが、まず、報告第1号、規約補則について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、報告第1号、「宮城村型グリーン・ツーリズム支援事業実施要領」について、ご説明申し上げます。資料の10ページをご覧ください。

規約の第12条で、規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるということになっておりますので、支援事業実施要領を定めるといふものでございます。

まず、本要領の趣旨でございますが、本協議会の会員が行う事業に対して、予算の範囲において協議会の事業として支援を行うことができるというもので、その方法等を定めたものでございます。

内容についてご説明いたしますと、まず、対象事業でございますが、当該年度に実施する事業で、協議会の事業として認定できる事業としております。

支援限度は、予算の範囲内とし、支援を受けたい会員は、実施計画と予算等を記載した支援事業申請書を会長あてに提出し、それを役員会で審査し、支援内容を決定いたします。

なお、事業の変更が生じた場合には変更申請書を、また、事業が終了しましたら実績報告書を会長あてに提出しなければならぬというものでございます。

以上の内容となっております。

櫻井会長 | 事務局からの説明が終わりました。報告第1号は、支援事業として実施要領を定めたというものでございます。

この件について、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

なんでも結構です。ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

阿久澤勝史さん | 予算の範囲内ということになっておりますが、予算がどのくらいあるのか教えて頂ければと思います。

事務局 | 予算の範囲内と言うことでございますが、次の2号議案で予算が出てまいります。

支援事業全体の予算額は、100万円としております。

ただ、100万円をずばり支援するということではなく、大変厳しい財政状況でもありますので、会員の皆様が実施する事業にプラスして、一緒になってやっていきましょうと言うことですので、まるまる全部を負担しますということではございません。一緒になってやっていきましょうということでございます。

櫻井会長

よろしゅうございますか。

それでは皆さん、この報告はよろしゅうございますか。

< 異議なしの声 >

ありがとうございます。それでは次ぎに進めさせて頂きま
す。

第 1 号 議 案
第 2 号 議 案

続きまして、第 1 号 議 案「平成 1 6 年度事業計画
(案)」、第 2 号 議 案「平成 1 6 年度予算(案)」でござい
ますが、関連がございましたので一括審議といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第 1 号 議 案、第 2 号 議 案についてご説明申し上
げます。まず、資料の 1 1 ページをご覧下さい。

平成 1 6 年度における本協議会の事業計画(案)でござい
ますが、まず、事業方針であります。本村の農村景観、自然
環境、歴史・伝統文化、地域特産物などの地域資源を活か
したグリーン・ツーリズムの推進により魅力ある地域づくり
を進め、地域住民そして村外の人々との交流をつうじて地域
活性化を図ります。

平成 1 6 年度は、1 2 月の前橋市との合併を控える中で、
合併後も宮城らしさを持った特色ある地域づくりとしての宮
城村型グリーン・ツーリズムの普及啓発活動を進めながら、
次の事業に取り組むことといたします。

まず、1 として、グリーン・ツーリズム推進事業でござい
ますが、まず(1)グリーン・ツーリズム啓発事業の実施と
して、研修会や先進地視察などを行い、グリーン・ツーリズ
ムの啓発・普及活動を行います。

次ぎに(2)グリーン・ツーリズム実践事業の実施とし
て、会員皆様が実施するグリーン・ツーリズム事業への支
援、村内の関係機関や団体と連携した都市農村交流事業の実
施、そして、地域資源を活かしたグリーン・ツーリズム拡大
事業の実施でございます。

この拡大事業であります。の農業・農村資源を活かし
た交流体験プログラムとして、体験農園や観光農園などの体
験、地域資源を活用した特産品づくり、そして、直売所や郷
土料理などの食体験などでございます。

次ぎにの生涯学習プログラムとして、自然体験や自然観
察などの教育的効果の増進を図るプログラムやスポーツ交
流、そして、地域の歴史や文化資産を活用した学習などで
ございます。

そして、のフラワー・ツーリズムの推進であります。花の村として、花を楽しむフラワー・ツーリズムを推進して
いこうというものでございます。

続いて、2の情報発信事業でございますが、まず(1)情報誌による地域情報発信の実施として、観光とも連携させた総合情報誌の発行と村民の方への普及啓発として協議会だよりを発行いたします。

次に(2)ホームページによる地域情報発信の発信でございますが、インターネットを使って様々な地域情報を発信させていただきます。

以上が、平成16年度における事業計画(案)でございます。

続いて、第2号議案平成16年度予算(案)でございますが、資料の12ページをご覧くださいと思います。

本協議会の平成16年度予算は、歳入歳出それぞれ370万円といたします。

そして、款項の区分及びその金額は、13ページの第1表の歳入歳出予算の事項別明細書のとおりとなっております。

また、歳出予算の流用でございますが、各款の間又は各項の間において流用することができるとしております。

それでは、資料の13ページの第1表歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

まず、歳入予算でございますが、第1款の助成金として、村からの協議会支援補助金が370万円でございます。

第2款の諸収入でございますが、本来であれば第1目の預金利子に予算額を計上させるところかと思いますが、金額が定かでなく、しかもあまり期待ができないことから予算として計上させておりません。

従いまして、歳入予算額の合計は、370万円とさせていただきます。

次に歳出予算でございますが、第1款の協議会運営費でございますが、研修会や会議などの経費として予算額を55万円としております。

次の第2款の事業推進費でございますが、第1目の拡大事業では、本協議会による事業の実施費用として、100万円を、そして第2目の連携・支援事業では、事業支援として、同じく100万円を計上し、第2款事業推進費の予算額を200万円としております。

次に、第3款情報発信費でございますが、第1目の情報誌発行費として100万円を、第2目のインターネット費では、HPの維持管理費として15万円を計上し、第3款情報発信費の予算額を115万円とし、歳出合計予算額370万円とさせていただきます。

以上で、第1号議案、第2号議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

櫻井会長

ただ今、事務局から説明がありました、第1号議案と第2

号議案に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

森林組合長、先ほどの質問ですけども

阿久澤勝史さん 良くわかりました。

櫻井会長 他にご質問はありますか。

阿久澤勝史さん 役員の任期が2年と言うことですが、合併を視野に入れて2年ということでしょうか、区長さんの場合、区長さんをやめても2年ということでしょうか。

櫻井会長 12月の合併で失職する役員もいるし、任期で終わる役員もいるが、その場合の考え方はどうなのかということですね。

事務局 会員のことと、こちらの役員のことだと思いますが、規約上で考えますと、区長さんなどは任期があるわけです。ただ規約では、個人、団体、または会長が認める方を会員としておりますので、脱会する場合には会長の許可が必要となりますが、そういう手続きを取って頂くこととなりますけども、そのまま継続して会員として協議会でお力をいただければ、区長という役職でなく個人として会員としてなることができますので、そういう形で地域づくりに参加して頂ければなという期待を持っております。

櫻井会長 そういうことですが、よろしゅうございますでしょうか。

東宮惇允さん 12月5日以降のこの取扱はどこで、いつまで行うことができるのかを含めてお願いいたします。

櫻井会長 課長お願いいたします。

松村課長 現在の合併協議の中におきましては、先日、支所機能と言うことで発表になったわけですが、宮城支所と言うことで、7課13係という形になっております。その中で、このグリーン・ツーリズム事業におきましては、新たに地域振興課というのができる予定になっております。その地域振興課の中で、この事業につきましては推進をしていくということで、現在予定しております。以上でございます。

櫻井会長 よろしいでしょうか。他にございますか。

北爪義則さん 事業計画の中に、地域の歴史・文化とありますが、民具などの取扱はどうなっているのでしょうか。

櫻井会長 その件につきましては、助役の方からお答えいたします。

六本木助役 その件につきましては、私の方から説明申し上げたいと思います。
平成16年度当初予算は既に議会の議決をいただいておりますが、当初予算の中では、教育委員会の方で村内の方々から民具等を提供して頂いて、収納できる施設、そして、展示できる施設を整備しようということで、当初予算ではリース物件で対応することとしました。
当然、市町村合併を控えていることですので、通常は5年リースぐらいになるのですが、合併後新市で引き継ぐこととなりますので、合併協議を踏まえ、この6月議会で内容を変更しまして、リースでなく村で建設しようということで予算の組み替えをしたところです。
今年度、中学校の南の駐車場、昔のテニスコートのところですけれども、そこへ、今年度、資料展示室、収納も含めてですけれども、整備することとしています。

櫻井会長 よろしいでしょうか。あくまでも中学校の一部の施設ということでございます。
他にはあるでしょうか。

北爪一郎さん 2号議案の歳出の情報発信費ですが、情報誌の具体的な内容をどう考えているか聞かせてもらえればと思います。

事務局 事業計画に情報発信事業がありますが、大きく分けて2つに分かれます。
1つは、情報誌という形で紙ベースになるものです。紙ベースのものも2つに分かれてまして、1つは、村民向けに、例えば、今日の総会でという記事を掲載する協議会だよりという簡単なものを、特に発行日は定めませんが、できる限りいろいろな情報を村民の方々にお伝えする役目として、協議会だより、つまり広報紙を村内向けとして出したいと考えております。
もう1つは、村内の自然であるとか、歴史であるとか、貸し農園や果樹園であるとかと、これまで観光として、観光パンフレットなどで観光事業を進めてきたわけですけれども、そういったものをミックスさせた形で、言わば村外向けと言いますか、そういった情報を情報雑誌みたいなものとしてイメージしているんですけれども、村外向けをターゲットとして考えておりまして、2種類の情報誌を考えているところです。
もう1つは、インターネットのホームページでして、今現

在も赤城南麓交流村ということで、情報が掲載されております。

例えば地域の様々な情報がございましたら、ご連絡頂ければホームページの方に随時掲載していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

櫻井会長

よろしいでしょうか。

他には何かございますでしょうか。

田村坦造さん

グリーン・ツーリズムの事業が今ひとつ理解できないところもあるのですが、農村休暇法の法律がありますね。この法律の下でグリーン・ツーリズムの事業を行った場合には、助成みたいなのは出ないんですか。

事務局

例えば、ハード事業を行う場合、群馬県内でも良く聞きますが、交流館とか、そういったハード事業を行う場合には、国に事業メニューがありますので、補助事業がございます。

それを受けるためには計画を持っていないとだめですよと言うのが、農村休暇法に基づく計画でございます。

事業を行うのは宮城村、つまり自治体だけでなく農業生産法人であっても、ある程度の補助が受けられることとなっております。

田村坦造さん

平成16年度予算では、370万円が村から補助されているわけですが、合併後も補助される予定なのでしょうか。

櫻井会長

高木前橋市長は所信表明の中で、このグリーン・ツーリズムを積極的に推進していきたいと表明しております。私もその以前からグリーン・ツーリズムについて研究を進めてきておりますので、先日も、うちはグリーン・ツーリズムをやるよと、頼むよと話だけはしてまいりました。

今後、継続して頂けるものと大きく期待しているところです。

田村坦造さん

わかりました。ありがとうございました。

櫻井会長

他になければ、議長から言っただけなんですが、12ページの事業の内容の中で、あれもこれもというのは感心しませんが、ここに里山づくりみたいなのがあると、なお良いのかなと思うわけですが事務局としてはどうでしょうか。

事務局

事業計画の中で示していますグリーン・ツーリズム拡大事業の実施でございますけれども、やや抽象的に書かれておりま

す。

この中に農村資源を活かした交流体験プログラムというようにしておりますので、当然、農村資源の中に里山なども入ってくるものです。

松村課長

3ページに宮城村型グリーン・ツーリズムイメージがあるかと思いますが、この交流分野の中におきまして、現在も既
に実施されておりますけども、どんぐりの森や赤城山の自然
を活かした交流と言うことで、これらのことの中に里山を利用
した形のいろいろな交流を含めた事業を考えておりますので、
実施していけると思いますので、よろしくお願ひします。

櫻井会長

そういうことだそうです。
何か他にありませんでしょうか。

阿久澤徳男さん

会員の加入についてお聞きします。これから入ろうとする
人がいるかと思うのですが、そういう人への対応はどう考えて
いるのでしょうか。

櫻井会長

会員の加入のことについて、事務局よりお願ひします。

事務局

まず第1としましては、先ほどの質問にもありましたが、
村内向けの協議会だよりで会員の募集等のお知らせをしてい
きたいと考えております。

その他、納涼祭であったりいろいろなイベントがあるかと思
いますが、そういう機会があるごとに会員募集の周知なり
を進めていきたいと考えております。

また、あわせて事業計画にもありましてとおり、地域づく
りとしてグリーン・ツーリズムの啓発活動を進めていく中
で、赤城南麓交流村の事業とあわせて会員募集も進めていき
たいと考えております。

会員になりたいという方は、規約にありますとおり、会長
あてに申込書を提出して頂くこととなりますので、インター
ネットなどにも掲載して行きたいと考えております。

櫻井会長

よろしいでしょうか。
他にはいかがでしょうか。

近藤好枝さん

私はインターネットで赤城南麓交流村のホームページを見
させていただきましたが、会員は交流が進めば村外の人も入
会したいという方がかなりいるのではないかと思います。規
約では会長が認めればとありますが、どのような取扱となる
のでしょうか。

事務局 昨年の検討の中でも、そのようなお話も出てきました。そういう意味で規約に、会長が認めれば会員になれるとしておりますので、赤城南麓交流村の会員を希望する方で、会長が認めれば会員になれるということでご理解頂ければと思います。

櫻井会長 よろしいでしょうか。
他にございますでしょうか。

無いようでございますので、第1号議案平成16年度事業計画、そして、第2号議案予算について皆様にお諮りしたいと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<出席者全員挙手>

挙手全員でございます。第1号議案及び第2号議案は原案のとおり決定となりました。
それでは、議案書の案を消していただければと思います。

以上で、次第の7の議事は全て終了いたしましたので、次第8のその他に移らせていただきます。
事務局の方から何かありましたらお願いいたします。

松村課長 特にございません。

櫻井会長 事務局からは特に無いようでございますので、せっかくの機会ですので皆様方から何かありましたらお願いいたします。

佐藤英久さん 勢多郡内でこれと同じようなグリーン・ツーリズムを推進していこうという取組はあるのでしょうか。

事務局 群馬県内でしょうか。

佐藤英久さん この近くとすることで。

事務局 勢多郡内ということですが、グリーン・ツーリズムのとらえ方だと思いますが、いろいろなグループであるとか、団体とかでの活動は勢多郡内でも行われていると思います。
新聞を見てみますと、最近では田植え体験とか新聞の記事になっております。そういった記事を見る限りですが、グループなどでの活動は行われていると思います。
ただ、地域全体で連携して取り組む組織は、勢多郡内では

この赤城南麓交流村ぐらいたと思います。

櫻井会長

よろしいでしょうか。
他にはいかがでしょうか。
特に無いようですので、これで座長を降ろさせて頂きま
す。どうも本当にありがとうございました。

松村課長

どうもありがとうございました。
これからも忌憚のないご意見などを、事務局にどしどし申
し出て頂ければと思います。
これを持ちまして、本日の総会の全てを終了させて頂きたい
と思います。
長時間にわたりまして、大変お疲れ様でございました。
どうもありがとうございました。